## 電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

官印省略20200728 関東第 52 号令和 2 年 8 月 4 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について(回答)

令和2年7月16日付け20200715関東第7号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

## 指定の解除事業者数 3事業者 指定旧供給地点群数 4地点群

事 業 者 名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
ENEOSグローブエナジー株式会社 (法人番号4010001108754)	1 三栄第10団地
株式会社トーエル (法人番号2020001021033)	1 東南台団地
松本ハイランド農業協同組合 (法人番号8100005005844)	1 小宮団地
松本ハイランド農業協同組合 (法人番号8100005005844)	1 島高松西団地